

全関西学生スキ一連盟規約

全関西学生スキ一連盟

全関西学生スキー連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は全関西学生スキー連盟と称する。(S・A・K・I)
- 第2条 本連盟は加盟校を統括し、学生競技スキーの発展と相互の親睦を図ることを以て目的とする。
- 第3条 本連盟は事務所を京阪神三都市のいずれかの所に置く。

第2章 加盟校及び選手

- 第4条 加盟校は近畿以西（中部の一部地域を含む）の文部科学省認定の大学及び短期大学にして、所定の書類（加盟願書、スキー部則、スキー部員名簿、大学のスキーを代表する部である証明書）により、加盟を申請し、理事会で仮承認の後、代表委員会（以下、総会と称する）の承認を得た大学とする。
- 第5条 加盟校は次の各項を履行する義務を負う。
1. 所定の加盟金は加盟承認後、1週間以内に納付する。
 2. 所定の負担金を毎年5月末日迄に納付する。
 3. 選手登録（競技者の氏名、生年月日、学年及び出身校）及び所定の選手登録料を納付する。その期限は、毎年第一次登録を5月10日まで、第二次登録を毎年9月末までとする。但し、初回登録の者については、追加選手登録及び選手登録料の納付を12月末日まで認める。
 4. 諸費用については、別途定める。
- 第6条 加盟校は全関西学生スキー選手権大会に参加しなければならない。但し、不参加の理由を連盟に具申し、理事会の審議により斟酌することができる。
- 第7条 加盟校にして、次の各項に該当するときは理事会の決議により総会の承認を得て除名することができる。
1. 本連盟に対して負担金、その他の諸納付金を2年以上連續して滞納したとき
 2. 本連盟の名誉を毀損し、又は本規約その他の諸規約に違反したとき。
- 第8条 加盟校に対する処罰の必要あるときは理事会で審議決定し、加盟校に通知する。
- 第9条 選手として登録される者は当該加盟校に学籍を有し、かつ次の各項に該当しないことを必要とする。
1. 聴講生、通信教育生、校外生その他これに類似する者。
 2. 他加盟校から転校し満1年以上を経過しない者。

第10条 選手登録のない学生は本連盟が主催する大会等に出場することはできない。尚、停学・謹慎等の処分期間中にある選手は選手登録されていても出場することはできない。

第3章 役員及び名誉役員

第11条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	名誉会長	1名
副会長	3名以内	顧問	若干名
理事長	1名	参与	若干名
副理事長	3名以内		
理事	30名以内		
監事	4名以内		
専門委員	40名以内		
代表委員	加盟校各1名		

第12条 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。名誉会長は総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。

第13条 監事は監事会を組織し、会務及び理事会より提出される収支決算書類を監査し、総会にその結果を報告することを要す。尚、監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

第14条 顧問及び参与は、必要な場合、会長の諮問に応ずる。

第15条 主たる役員の選出方法を以下に定める。

1. 名誉会長及び会長・副会長は選考委員会の選考を経て理事会に推薦され、理事会において構成員の3分の2以上の賛成で決定される。
2. 顧問及び参与は、会長が理事会に諮って、会長がこれを委嘱する。
3. 監事は、理事経験者名の中より少なくとも2名、外部より2名以内とし、正副会長会が適任と認めたものを会長がこれを委嘱する。

第16条 会長及び副会長の任期は4年とする。監事の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。これらの役員に欠員が生じたときは第15条により、補欠を選任することができる。補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。但し、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

第17条 理事長は会長の指示に従い会務を掌理する。その選出は理事の互選により決定す

る。

2. 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときはこれに代わる。その選出は、理事会に諮って、理事長が委嘱する。
3. 会計理事は会計業務を執行し収支決算の報告を行う。その選出は理事の中より正副会長会が適任と認めた者を会長がこれを委嘱する。

第18条 理事は理事会の構成員として、規約その他の規定された事項及び総会の決定事項を執行し、大会の運営その他一切の会務を掌握する。理事の任期は2年とする。

2. 理事は加盟校のスキーパークに在籍した卒業生で、且つ、当該加盟校の推薦を得た理事候補者の中から正副会長会が適任と認めた者を会長が委嘱する。但し、一加盟校から選出される理事の数は3名以内とする。
3. 前項のほか、会長は事業執行上必要があるとき、正副会長会が適任と認めた者（定員内において加盟校スキーパーク在籍卒業生から1校1名を限度として5名以内、及び外部から3名以内）を理事に推薦し委嘱することができる。

第19条 代表委員は総会の構成員として、連盟の運営に参与する。その選出は加盟校が主将又は主務より選出し連盟に届け出るものとする。

第20条 会長は事業執行上必要と認めたとき、理事の中より正副会長会の承認を得てエグゼクティブボードを置くことができる。

第21条 会長は任務遂行の為必要と認めたとき、正副会長会の承認を得て専門委員を委嘱することができる。

第22条 役員は全て原則として無報酬とする。但し、その任務遂行上必要な実費及び旅費は支給されるものとする。この支給は別に定める旅費規定による。又本連盟に特に関係のある者の慶弔については別に定める慶弔規定によりその意を表するものとする。

第23条 役員であって、その任務を怠った者、或は連盟の名誉を傷つけたる者は正副会長会にて審議のうえ、理事会の議を経てこれを解任することができる。

第4章 会議

第24条 総会は、会長・副会長・理事・監事及び代表委員を以て構成される。会長はこれを招集し、議長となる。総会は構成員の3分の2以上（委任を含む）の出席を以て成立する。代表委員は書面を以て総会における審議及び議決権の行使を当該加盟校の部員又は他校の代表委員に委任することができる。総会の決議は総会出席代表委員の多数決による。可否同数の場合には議長が決する。

第25条 定時総会は、毎年2回、5月及び10月に開催する。

2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。
3. 前項のほか、理事5名以上又は加盟校の5分の1以上から会議の目的を提示して開催の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に開催しなければならない。

第26条 次の事項は定時総会にて行う。

1. 事業計画及び収支予算の承認。
2. 事業報告及び収支決算の承認。
3. その他必要と認めた事項。

第27条 理事会は会長・副会長・理事を以て構成し、会長が議長となる。会長が必要と認めたとき又は理事5名以上の請求があった場合、会長は理事会を招集しなければならない。尚、当該請求による理事会開催はその請求があった日より15日以内に開催しなければならない。理事会は構成員の2分の1以上（委任を含む）の出席を以て成立する。その議決は出席者の多数決による。可否同数のときは会長がこれを決する。理事は理事会における議決権の行使を他の出席者に委任することができる。

2. 正副会長会は会長・副会長・理事長によって構成され、連盟の総合政策の大綱を決定する。尚、正副会長会の審議は構成員の多数決によって決せられる。可否同数のときは会長がこれを決する。
3. エグゼクティブボードは会長・副会長・理事長・副理事長・本部長・各部の部長及び会計理事によって構成される。
4. 選考委員会は理事・監事の互選にて選出される、少なくとも監事1名を含む7名で構成し、理事会に推薦する連盟の名誉会長及び会長・副会長を決定する。

第5章 事 業

第28条 本連盟は次の事業を行う。

1. 全関西学生スキー選手権大会（男女別）。その細則は別に定める。
2. その他本連盟の目的に適合する一切の事業。

第6章 会 計

第29条 本連盟の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第30条 本連盟の収支予算は理事会の議を経て編成し、毎年5月開催の定時総会の承認を得

なければならない。

第31条 本連盟の収支決算は理事会の議を経て監事会の監査完了後、毎年5月開催の定時総会の承認を得なければならない。

第32条 本連盟は総会の議決により、特別会計を設けることができる。

第7章 審判権

第33条 本連盟は資格審査委員会を構成して、選手登録の資格を審査しなければならない。

その選出は役員中より、若干名を会長が委嘱し、委員長は委員の互選とする。

第34条 本連盟は大会役員及び競技委員を選出して、大会の円滑な運営にあたらなければならぬ。その選出は理事会及び大会開催地より、若干名を委嘱する。

第8章 表彰

第35条 本連盟は次の表彰規定を設ける。

1. 功労賞は関西学生スキー界に功労のあった者に贈呈する。
2. 優秀選手賞は全関西学生スキー選手権に特に優秀な成績をおさめた者に授与する。
3. 感謝状及び表彰状は関西学生スキー界に貢献した者又は団体に贈呈する。
4. 表彰の決定は理事会で審議し、5分の4以上の同意で決する。

第9章 附則

第36条 旅費規定及び慶弔規定はこれを別に定める。

第37条 全関西学生スキー選手権大会に対して抗議がなされた場合は本連盟の裁定を以て最終結論とする。

第38条 本規約を改廃せんとするとき、又は本規約に定めのない事項に関しては理事会において審議のうえ決定し、総会の承認を得なければならない。

第39条 本規約は2022年10月22日より改定施行する。

- | | | | |
|----------------|----|-----------------|----|
| 1. 大正15年4月1日 | 施行 | 10. 2023年10月21日 | 改定 |
| 2. 昭和26年6月27日 | 改定 | | |
| 3. 昭和53年5月12日 | 改定 | | |
| 4. 昭和63年11月1日 | 改定 | | |
| 5. 平成2年11月15日 | 改定 | | |
| 6. 平成6年3月7日 | 改定 | | |
| 7. 平成22年11月1日 | 改定 | | |
| 8. 平成26年4月26日 | 改定 | | |
| 9. 2022年10月22日 | 改定 | | |